

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|-----|-----------------|----------------------|----------|------------------------------|------|
| 1 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 松風園 | 社会福祉法人新潟市社会事業協会 | 平成30年9月20日 実地 | | なし | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|-----|-----------------|----------------------|----------|------------------------------|------|
| 2 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 有明園 | 社会福祉法人新潟市社会事業協会 | 平成30年9月26日 実地 | | なし | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|------|--------------|----------------------|----------|------------------------------|------|
| 3 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | おもと園 | 社会福祉法人仁成福祉協会 | 平成30年9月26日 実地 | | なし | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|---------|--------------|----------------------|----------|------------------------------|------|
| 4 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | にいがた恵風園 | 社会福祉法人仁成福祉協会 | 平成30年9月28日 実地 | | なし | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|------|------------------|----------------------|----------|------------------------------|------|
| 5 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 横雲の里 | 社会福祉法人中 浦原福祉会 | 平成30年10月3日 実地 | | なし | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|-----|-----------------------|----------------------|----------|------------------------------|------|
| 6 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 康和園 | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部新潟県済生会 | 平成31年1月30日 実地 | | なし | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|--------|----------------|-----------------|---|---|--|
| 7 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | いなほの郷 | 社会福祉法人いなほの郷福祉会 | 平成31年1月30日 | 法人 | 評議員会の議案について、理事会の決議を経ていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項の定めに基づき、理事会の決議により、評議員会の開催日時及び場所並びに議題・議案を決定してください。 | 理事会提出議案を「評議員会の日程等について」と「評議員会提出議案について」各々個別に決議しました。 |
| | | 社会福祉法人 | | | いなほの郷福祉会 | 会計 | 計算書類の注記事項について、「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の事項が計算書類と不一致となっていました。会計基準省令第29条に基づき、計算書類の注記事項は適正に記載してください。 |
| | | | 実地 | 会計 | 計算書類の注記について、注記すべき事項が記載されていないものがありました。会計基準第29条に基づき、該当がない事項についても、記載を省略できないものについては、「該当なし」と記載し、法人全体及び各拠点ごとの計算書類の注記事項を適正に作成してください。 | 現状、注記事項の不足については、平成31年3月期において追加入力済みである。また、今後注記事項等の不足が起らないよう書式が変更していないか等も含め、最新の情報を確認し作成する。 | |
| | | | | 会計 | 資金収支計算書の「予算」欄の金額は、「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」2(1)に基づき、理事会で承認された最終補正予算と一致させてください。 | 予算登録の際、再チェックを行い、入力ミスのないよう徹底していく。 | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|--------|--------------|-----------------|----------|---|--|
| 8 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 向陽の里 | 社会福祉法人中蒲原福祉会 | 平成31年1月31日 | 法人 | 評議員会の議案等について、理事会の決議を経る前に評議員会の招集通知が送付されていました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項の定めに基づき、理事会の決議により、評議員会の開催日時及び場所並びに議題・議案を決定した上で評議員会の招集を行ってください。 | 次回の令和元年9月19日開催の第2回評議員会の招集は、令和元年9月10日開催の理事会の決議を経て招集通知を送付しました。今後も同様の手順で評議員会を招集します。 |
| | 社会福祉法人 | 中蒲原福祉会 | | | | | |
| | | | | | 実地 | | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|---------------|-----------|-----------------|----------|---|--|
| 9 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 白鳥の里 | 社会福祉法人博医会 | 平成31年2月1日 | 法人 | 理事の選任について、施設を設置している場合は、社会福祉法第44条第4項に基づき、当該施設の管理者を理事に1人選任してください。 | 令和元年度の改選時に、施設管理者を理事に選出する予定です。 |
| | 社会福祉法人 | 博医会 | | | 法人 | 理事会の招集通知は、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条の規定に基づき期限までに理事へ発出してください。 | 今後は理事会開催時には日程連絡をした後に必ず招集通知を发出するようにします。 |
| | 短期入所生活介護事業所 | 特別養護老人ホーム白鳥の里 | | 実地 | | | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|------------------|--------------|-----------------|----------|---|--|
| 10 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | にいがた新生園 | 社会福祉法人仁成福祉協会 | 平成31年2月5日 | 法人 | 理事及び監事の報酬等の報酬等の総額について、評議員会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の16台4項により準用される一般法人法第89条及び定款第24条に基づき、理事及び監事の報酬等の総額について、評議員会で決議してください。 | 平成31年3月20日開催の評議員会にて、役員等報酬規程の改定を行い、役員等報酬規程第1条に「理事及び監事の報酬等の総額を1,000万円の範囲内とする。」追記を決議した。 |
| | 社会福祉法人 | 仁成福祉協会 | | | | | |
| | 短期入所生活介護事業所 | 特別養護老人ホームにいがた新生園 | | 実地 | | | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|---------------|-------------|---------------------|----------|------------------------------|------|
| 11 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 愛宕の園 | 社会福祉法人愛宕福祉会 | 平成31年2月6日 実地 | | なし | |
| | 短期入所生活介護事業所 | 特別養護老人ホーム愛宕の園 | | | | | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|---------------|-----------|-----------------|----------|---|---|
| 12 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 新潟あそか苑 | 社会福祉法人啓真会 | 平成31年2月7日 | 法人 | 借入を行う際は、社会福祉法第45条の13第4項第2号に基づき、理事会の決議を受けてください。 | 平成31年3月の理事会にて承認済。 |
| | 社会福祉法人 | 啓真会 | | | 会計 | 国庫補助金等特別積立金について、社会福祉法人会計基準第6条第2項及び社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い9、10に基づき、その収益に相当する額を事業活動計算書の特別費用に計上してください。 | 平成30年度より計上済。前年度分については会計事務所に相談の上、処理する予定。 |
| | 短期入所生活介護事業所 | ショートステイ新潟あそか苑 | | 実地 | | | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|-------------------|-------------|---------------------|----------|---|--|
| 13 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 白山やすらぎ | 社会福祉法人新潟慈恵会 | 平成31年2月8日 実地 | 法人 | 評議員の選任について、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」が選任されていることが議事録等から確認できませんでした。社会福祉法第39条に基づき、評議員については「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続きにより選任し、その記録を残してください。 | 今後は議事録に選任者の職業等を記録します。 |
| | | 社会福祉法人 | | | 新潟慈恵会 | 法人 | 理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として適正な手続きにより選任された者が含まれていることが議事録等から確認できませんでした。社会福祉法第44条第4項に基づき上記要件を満たす者として適正な手続きにより選任し、その記録を残してください。 |
| | 短期入所生活介護事業所 | 白山やすらぎ ショートステイ | | | 法人 | 監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」「財務管理について識見を有する者」として適正な手続きにより選任された者が含まれていることが議事録等から確認できませんでした。社会福祉法第44条第5項に基づき上記要件を満たす者として適正な手続きにより選任し、その記録を残してください。 | 今後は議事録に選任者の職業・経歴等を記録します。 |
| | | | | | 法人 | 理事会議事録の署名について、理事長と選出された監事1名が署名していますが、定款第27条に基づき、出席した理事長及び監事が署名してください。 | 今後は出席監事全員の署名をもらいます。 |
| | | | | | 法人 | 理事の選任について、就任の意思表示を確認できない事例がありました。「平成30年4月16日社援発0416第2号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定についての一部改正について(指導監査ガイドライン)」に基づき、就任承諾書等により就任の意思表示を確認してください。 | 今後は代表理事からも就任承諾書を徴収します。 |
| | | | | | 会計 | 減価償却について、経理規程第50条第5項では直接法を用いる旨規定していますが、計算書類においては間接法を用いていますので、相違のないようにしてください。 | 経理規程を改訂しました(H31.3.20)。 |
| | | | | | 会計 | 最終補正の予算額と計算書類(決算)の予算額が一致していませんので、一致させてください | 理事会に諮った資料と別のものを保管してしまいました。綴じる時再度確認します。 |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|---|-----------------|-----------------|---|--|---|
| 14 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 美咲の里 | 社会福祉法人にいがた美咲福祉会 | 平成31年2月15日 | 法人 | 理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、議事録では各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会において理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。 | 事務局より評議員に諮る議案として、議案資料「役員候補者名簿(案)」に基づき、初めに理事候補者渡部透氏の経歴について説明があった。続いて順次、樋熊紀雄氏、青木孝也氏、酒井則廣氏、小林礼子氏、菅原三雄氏の経歴について説明があった。次に監事候補者平野利司氏、続いて上野アイ子氏の説明があった。その後、議長が評議員に対し意見を募ったところ、全員異議なく、各候補者ごとについて決議を行い、全員の賛成をもって評議員会の承認を得た。 |
| | | 社会福祉法人 | | | にいがた美咲福祉会 | 法人 | 理事会議事録について、平成29年5月26日の理事会議事録において理事長及び理事の中から指名された議事録署名人2名が記名押印していました。社会福祉法第45条の14第6項及び定款第27条第2項の規定に基づき、出席した理事長及び監事が記名押印してください。 |
| | 短期入所生活介護事業所 | ショートステイ美咲の里 | 社会福祉法人にいがた美咲福祉会 | 実地 | 法人 | 評議員会の開催日時及び場所ならびに議題・議案について、理事会の決議を控えていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項の定めに基づき、理事会の決議により、評議員会の開催日時及び場所並びに議題・議案を決定した上で評議員会の招集を行ってください。 | 理事会の議事録に評議員会の日時、場所、議題、議案の承認を得たことを記載することにした。 |
| | 法人 | 理事会の出席について、会議の場にはいない理事等も書面による出席として取り扱っていました。社会福祉法第45条の14第4項の規定に基づき、議決に加わることができる者が出席し、その過半数をもって行ってください。また、書面で意思表示したとしても出席とは認められませんので、欠席として扱ってください。 | | | 今後は、書面による決議は行わないことにした。 | | |
| | 法人 | 監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。 | | | 事務局から監事の選任に関する議案については、現監事の過半数の同意が必要な旨説明し、現監事から議案資料の監事候補者について同意する旨の発言があったことを議事録に記載することにした。 | | |
| | 法人 | 理事会の議事録では、理事長等の職務の執行状況について、報告していることが確認できませんでした。社会福祉法第45条の16第3項に基づき、定款第17条第3項に記載のとおり、報告を行い、議事録に記録を残してください。 | | | 理事長の職務執行状況の報告については、議事録に担当する職務について説明し、了承を得た旨記載することにした。 | | |
| | 会計 | 経理規程について、第60第3項に「計算書類は、理事会の承認を得て確定する。」とありました。社会福祉法第45条の30第2項及び定款第32条第2項に基づき、理事会で承認された計算書類については、定時評議員会の承認を受けなければならないと規定されていますので、その旨を含む改正社会福祉法に対応した経理規程に改正してください。 | | | 令和元年5月の理事会で改正社会福祉法に対応した経理規程の改正を行いました。 | | |
| | 会計 | 内部取引の相殺消去するため、各計算書類の内訳表には、社会福祉法人会計基準第11条等に基づき、内部取引消去欄を設けてください。 | | | 会計基準の規定に基づき、各計算書類の内訳表に、内部取引消去欄を設けました。 | | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|--------|--|------|-----------------|----------|---|--|
| | | | | | 会計 | <p>資金収支計算書の予算欄の金額は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2(1)に基づき、理事会で承認された最終補正予算と一致させてください。</p> | <p>本部会計の補正予算を計算書類に反映させて、資金収支計算書の予算欄の金額を最終補正予算と一致させました。</p> |
| | | | | | 会計 | <p>計算書類の注記について、法人全体のみ作成されていました。経理規程上では、拠点区分が二つになっていますので、会計基準第29条に基づき、拠点ごとの注記を作成してください。</p> | <p>拠点ごとの注記を作成することにしました。</p> |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|---|--------------|------------------|---|--|---|
| 15 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | あがうら | 社会福祉法人かえつ福祉会 | 平成31年2月19日 実地 | 法人 | 理事会について、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第1項の定めに基づき、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して招集通知を発してください。 | 今回の監査で開催通知と会議開催日までに中7日間が必要であることを確認できました。平成30年度の理事会開催通知は、全て1週間前までの開催通知となっています。 |
| | | 社会福祉法人 | | | かえつ福祉会 | 法人 | 理事長等による業務執行報告について、理事会において3箇月に1回以上報告していることが確認できませんでしたので、社会福祉法第45条の16第3項及び定款第17条第3項の規定に基づき、業務執行報告を実施してください。 |
| | 短期入所生活介護事業所 | 特別養護老人ホームあがうらショートステイ | | | 会計 | 経理規程について、第61条第3項に「財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を得て確定する。」とありました。社会福祉法第45条の30第2項及び定款第32条第2項に基づき、理事会で承認された計算書類については、定時評議員会の承認を受けなければならないと規定されていますので、その旨を含む改正社会福祉法に対応した経理規程に改正してください。 | 令和元年5月21日の理事会において、改正社会福祉法に対応した経理規程に改正しました。 |
| | 会計 | 資金収支計算書の「予算」の欄を確認したところ、平成30年3月20日に理事会において議決された補正予算の予算額と一致していませんでした。会計基準の運用留意2に基づき、計算書類に整合性をとってください。 | | | 平成30年3月20日の理事会において議決された補正予算及び、平成30年5月22日の理事会において議決された決算書は一致しています。 | | |
| | 会計 | その他の積立金について、施設整備修繕備品積立金10,000,000円と同額の積立資産を計上していませんでした。運用取扱19に基づき、同額の積立資産を積み立ててください。 | | | 平成30年度の決算より積立資産を計上いたしました。 | | |
| | 会計 | 計算書類の注記事項について、注記事項の11「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益」、12「関連当事者との取引の内容」、13「重要な偶発債務」、14「重要な後発事象」、15「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」が記載されていませんでしたので、漏れなく記載してください。 | | | 平成30年度の決算より注記事項を改正いたしました。 | | |
| | 会計 | 計算書類の附属明細書について、借入金明細書、基本金明細書、国庫補助金等特別積立金明細書が作成されていませんでした。会計基準第30条に基づき、必要な附属明細書を作成してください。 | | | 平成30年度の決算より各附属明細書を作成いたしました。 | | |
| | 会計 | 貸借対照表の事業未払金の金額について、総勘定元帳の年度末における金額が一致していませんでした。社会福祉法第45条の24及び会計基準第2条第1項第2号に基づき、計算書類を作成してください。 | | | 平成29年度総勘定元帳を決算処理後のものを印刷し、貸借対照表と一致しました。 | | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|---------------------|-------------------|----------------|-----------------|----------|---|---|
| 16 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 葵の園・新潟内野 | 社会福祉法人葵 新生会 | 平成31年2月19日 | 法人 | 附属明細書に係る金額が計算書類と整合していない部分がありました。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、正確に作成してください。 | 施設長及び公認会計士に報告、相談し、不一致になった原因と対応について、監査の翌日に福祉監査課へ報告しました。公認会計士からは、決算が完了していることから、過去に遡って訂正しなくてもよいと助言があったので、過年度分は訂正しませんが、今後は、月次処理の段階からチェックを強化し、継続的に仕訳ミス等の再発防止に努めることにしました。 |
| | 短期入所生活介護事業所 | 特別養護老人ホーム葵の園・新潟内野 | | | | | |
| | | | | | | 実地 | |

平成30年度 老人福祉施設等指導監査及び介護老人福祉施設実地指導実施結果

| 番号 | 指導監査対象 | | 設置主体 | 指導監査年月日 監査方法 | 指摘 対象 | 監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容 | 改善結果 |
|----|-----------------------------------|-----------------------|-------------------|----------------------|----------|------------------------------|------|
| 17 | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 社会福祉法人 | ゆきわりの里 すこやか福祉会 | 社会福祉法人すこ やか福祉会 | 平成31年2月28日 実地 | | なし | |